

毎週火、金曜日発行（但休日）に当る。昭和四年四月十五日第三種郵便物認可。

（翌日）

# 鳥取県公報

## 告 示

鳥取県告示第六百五十五号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目 次

- ◇告示 収入証紙小売りさばき人の指定  
水産振興資金の融通要綱の一部改正  
国土調査法による昭和三十九年度における事業計画
- ◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正  
道路交通法による聴聞会の開催
- ◇公告 ふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験の実施

指 定 年 月 日	指 定 番 号	住 所	氏 名	売 り さ ば き 場 所
昭三九、一一、二〇	三二七	東伯郡泊村大字泊五三〇ノ一番地	株式会社山陰合同銀行 泊出張所長	東伯郡泊村大字泊五三〇ノ一番地
昭三九、一一、二〇	三二八	東伯郡三朝町大字三朝八六八番地	株式会社山陰合同銀行 三朝出張所長	東伯郡三朝町大字三朝八六八番地
昭三九、一一、二〇	三二九	西伯郡岸本町吉長五三番地六	株式会社山陰合同銀行 岸本出張所長	西伯郡岸本町吉長五三番地六

鳥取県告示第六百五十六号

水産振興資金の融通要綱(昭和三十七年五月鳥取県告示第二百九十五号)の一部を次のように改正し、昭和三十九年十月一日から適用する。

昭和三十九年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

附則第三項の次に次の一項を加える。

4 昭和三十九年十月一日から昭和四十二年三月三十一日までの期間においては、漁業用機器資金(漁業用無線機の購入)の融資に限り、沖合底びき網漁業者を第

二条に規定する漁業者等とみなす。  
様式第三号を削る。

鳥取県告示第六百五十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、地籍調査計画に基づく昭和三十一年度における事業計画を次のとおり定め、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和三十九年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

調査を行なう者の名称 調査地 調査期間 調査摘要

気高町 宝木、奥沢見、瑞穂 昭和三十九年一月二十四日から昭和四〇年三月三十一日まで 換算面積一、六四平方方

羽合町 田後、長瀬、久留、水下 昭和三十九年一月二十四日から昭和四〇年三月三十一日まで 換算面積〇、九五平方方

名和町 東坪、小竹 昭和三十九年一月二十四日から昭和四〇年三月三十一日まで 換算面積一、四六平方方

米子市 皆生温泉 昭和三十九年一月二十四日から昭和四〇年三月三十一日まで 換算面積三、二〇平方方

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和三十九年十一月二十四日から施行する。

昭和三十九年十一月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

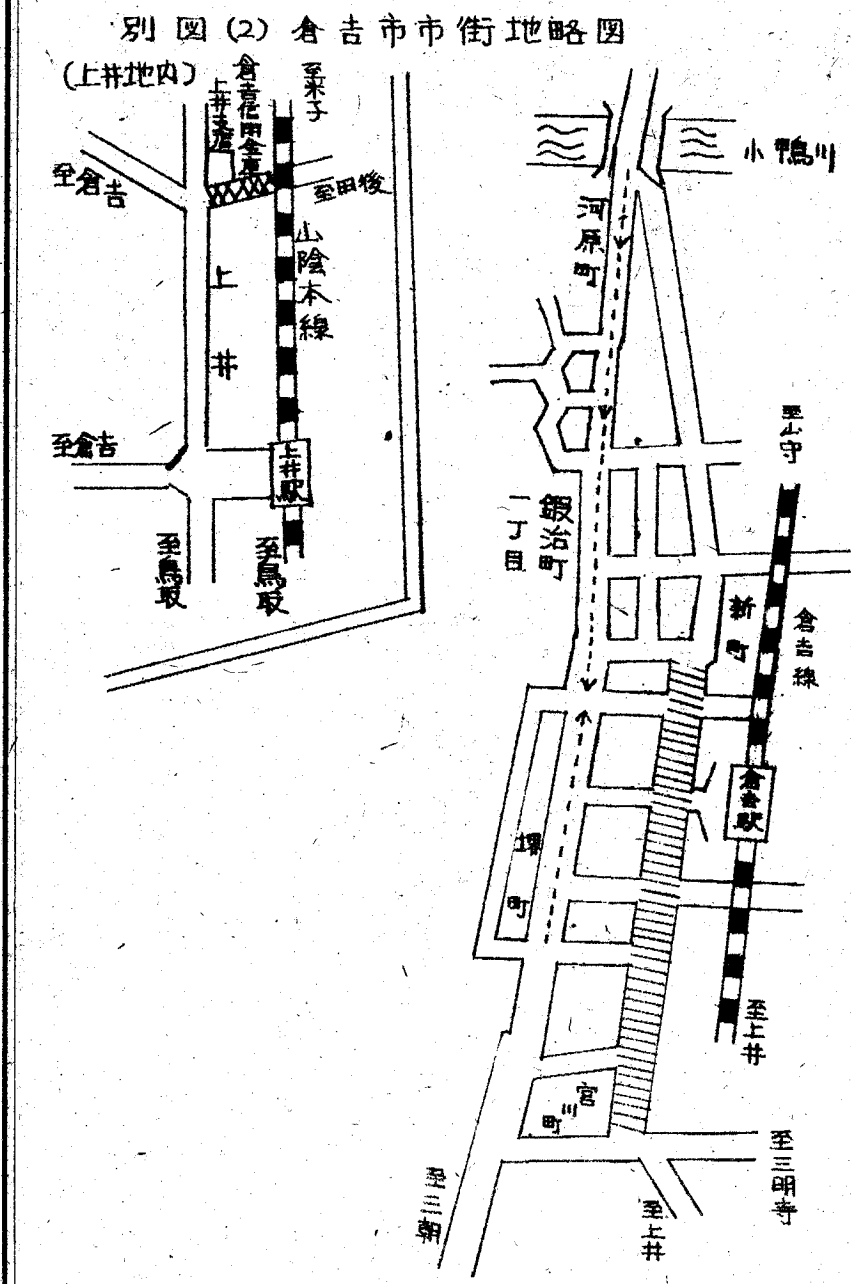
2の項中

県道江北倉吉線県道長瀬倉吉線に亘る倉吉市堺町一丁目八七二番地先から同市河原町一、七八〇番地地先までの間  
同 上  
同 上区間午前七時から午後十時まで車両(軽車両を除く。)は別図(イ)のとおり通行する。

県道木地山倉吉線倉吉市堺町一丁目八七二番地地先から県道広瀬倉吉停車場線同市西町二、六六九番地地先までの間  
同 上  
同 上区間午前七時から午後十時まで車両(軽車両を除く。)は別図(イ)のとおり通行する。

県道広瀬倉吉停車場線倉吉市河原町一、七八〇番地地先から同市西町二、六七四番地地先までの間  
同 上  
同 右

改める。  
別図(2)を次のように改める。



鳥取県公安委員会告示第十九号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十九年十一月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 聴聞の期日及び場所

昭和三十九年十二月四日 午前十一時から  
鳥取市吉方 鳥取警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 岩美郡岩美町大谷六三九  
自動車運転者 田中昌範
- 2 鳥取市湖山町五九〇  
自動車運転者 溝口明男
- 3 鳥取市八坂一九六  
自動車運転者 前田満俊
- 4 鳥取市良田四三〇  
自動車運転者 平井保徳
- 5 気高郡鹿野町大字鹿野二、四三〇  
自動車運転者 岡田義則
- 6 東伯郡東郷町大字引地三六四  
自動車運転者 森正
- 7 東伯郡東郷町字田畑二七六  
自動車運転者 中村総
- 8 東伯郡東郷町大字門田四二三  
自動車運転者 岡本正則
- 9 八頭郡家町大字上峯寺一九四  
自動車運転者 木村弘司
- 10 鳥取市中大路三八  
自動車運転者 山田君太郎
- 11 鳥取市下味野二一の八  
自動車運転者 上田浩
- 12 鳥取市立川町五丁目一五六  
自動車運転者 森脇忠夫
- 13 気高郡青谷町大字早牛三三八  
自動車運転者 塩秀一

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和39年11月24日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和39年12月2日現在において年令18才以上で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第1号若しくは第13号に規定する営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している者

(2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師

2 受験手続

(1) 願書の受付期間

昭和39年11月20日から11月28日まで

(2) 受験願書の添付書類及び提出先  
受験願書に次の書類を添えて住所地在を管轄する保健所に提出すること。

ア ふぐ処理師試験

(ウ) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(イ) 写真（名刺型、正面、脱帽、上半身のもので最近6月以内に撮影したもの）

(ウ) 魚介類販売業（店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業及び魚介類せり売営業（鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をいう。）を除く。）魚肉ねり製品製造業（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これに類するものを製造する営業を含む。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書

イ ふぐ調理師試験

(ウ) 履歴書

(イ) 写真（名刺型、正面、脱帽、上半身のもので、最近6月以内に撮影したもの）

(ウ) 調理師免許証の写し

3 試験実施期日

(1) 筆記試験

昭和39年12月2日午後1時から午後4時まで

(2) 実地試験

昭和39年12月5日午前10時から（米子、根雨保健所管内受験者）

昭和39年12月6日午前10時から（鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内受験者）

4 試験場所

(1) 筆記試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者

鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

米子、根雨保健所管内の受験者

米子市角盤町2丁目 米子保健所

(2) 実地試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者

鳥取市西町 鳥取家政高等学校

米子、根雨保健所管内の受験者

米子市錦町 鳥取県立米子西高等学校

5 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐ処理の実地（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）

(2) ふぐ調理師試験

ア 衛生関係法規（主として条例）

イ ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

ウ ふぐ調理の実地（毒性臓器の鑑別を含む。）

6 試験手数料 500円（受験願書に500円の鳥取県収入証紙をはりつけること。）

7 試験当日の携行品

- (1) 筆記試験 受験票、筆記用具及び上ぞうり
- (2) 実地試験 受験票、白衣、白帽又は三角綿、短丁及び耐水姓のはきもの

8 合格者の発表

実地試験終了後1週間以内に所轄保健所に掲示する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
 定価 一部月額二五〇円(送料共)